

平成26年 1 月 1 日から 南部地区に立地する企業を 優遇します

町内で固定資産を取得または賃借し、規則で定める事業所の新設、事業拡大のための移設や増設を行う企業を優遇します。

問 産業振興課 ☎84-0317



町は、企業誘致に取り組んでいます。



企業が立地しやすい
環境づくり

開成町企業の立地促進等に関する 条例を制定

適用要件

対象地域／町内の準工業地域、工業地域、工業専用地域
対象企業の投下資本額／町外から新規に立地の場合は、投資額3億円以上(土地の取得を伴わない場合は1億5千万円以上)、中小企業者は5千万円以上。町内で5年以上事業を行っている場合は、投資額1億円以上(土地の取得を伴わない場合5千万円以上)、中小企業者は2千万円以上。

適用期間／平成26年 1 月 1 日から平成31年 3 月31日
(5 年 3 か月間)
※期限までに立地し、操業を開始することが必要です。

優遇措置内容

固定資産税関係(土地・家屋・償却資産)が次のとおり、免除または減免となります。

町内の準工業地域、工業地域、工業専用地域
・3 年間は 1 / 2 に減免 (1.4 % → 0.7 %)

工業専用地域のうち、開成町南部地区土地区画整理事業地内に指定業種が立地した場合
・当初 3 年間は免除、4 ~ 5 年目は 1 / 2 に減免 (1.4 % → 0.7 %)

※指定業種とは、日本標準産業分類に規定する製造業(大分類 E)、情報通信業(大分類 G)、学術・開発研究機構(中分類 71)

開成町企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例を制定

町が、独自に敷地面積に対する緑地率や環境施設面積を定めました。

対象となる地域／南部地区土地区画整理事業地内の工業専用地域 2 か所(地番指定による)。

対象となる業種など／工場立地法で規定する特定工場で業種が製造業、電気・ガス・熱供給業。

規模は敷地面積 9,000㎡以上または、建築面積 3,000㎡以上。

緑地面積率など 工業専用地域(乙種区域)

区 分	緑地の面積 の敷地面積 に対する割合(A)	環境施設の 面積の敷地 面積に対する 割合(Aを含む)
開成町条例	5 % 以上	10 % 以上
工場立地法	20 % 以上	25 % 以上
神奈川県準則	15 % 以上	20 % 以上

1 均等割税率の見直し (平成26年度～平成35年度までの臨時的措置)

平成26年度から平成35年度までの10年間、町県民税の均等割額が1,000円加算されます。この新たに加算された分は、震災などに備え、地域の防災・減災対策のために生かされます。

	平成25年度 まで	新たに加算 される額	平成26年度～
均 等 割 額	4,300円	1,000円	5,300円
内 訳	県民税分 ※	500円	1,800円
	町民税分	500円	3,500円

※神奈川県の水源環境保全税300円分を含む。

【参考】開成町の均等割課税判定基準の計算式
前年の合計所得金額が下の計算で得られた金額を超えると上表の均等割額が課税されます。
・32万円×(1+扶養親族数)+(扶養親族がある場合 19万円)

2 給与所得控除の見直し

対象となる年中の給与などの収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。

収入金額	給与所得金額	
	改正前	改正後
10,000,000円 ～14,999,999円	収入金額×95% -1,700,000円	収入金額×95% -1,700,000円
15,000,000円～		収入金額 -2,450,000円

3 寡婦(寡夫)控除を受けようとする 場合の申告手続きの簡素化

年金所得者の方が寡婦(寡夫)控除を受けようとする場合は、年金保険者に提出する扶養控除申告書へ控除の内容を記載することで、確定申告や町県民税申告を要せず寡婦(寡夫)控除が受けられるようになりました。

ただし、年金保険者に提出する扶養控除申告書への記載を忘れた場合や、扶養控除申告書の提出自体をしなかった場合には、寡婦(寡夫)控除は適用されず、別途、確定申告や町県民税申告が必要になります。

扶養控除申告書の詳しいことについては、受給されている年金保険者にお問い合わせください。

主な改正点は
3つだよ。
それぞれのポイントを
説明するね。



平成26年度の町県民税は、前年中(平成25年中)の所得状況をもとに課税されます。対象となる方は、平成25年中の収入が平成24年中と変わらなくても税額が変わります。

問 税務窓口課 ☎84-0313

平成26年度から町県民税の税額などが変わります